

「三芳やさい 食べて！歩いて！健康長寿」事業 業務委託仕様書

三芳町（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 実施期間 平成27年8月1日から平成28年3月31日までとする。

2 業務達成目標

この事業は生活習慣病等の重症化予防を目指し、参加希望者1,000名が自らの健康状態を自覚し、健康的な生活に向け改善できるような働きかけやアドバイスを行い、自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう支援し、ひいては国民健康保険の医療費適正化に向けた取り組みを行う。

3 予算上限額 21,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 事業概要

（1）健康状態を自覚できる身体計測等の実施に関すること

ア) 身体組成計を用いた健康状態の把握

測定内容は、身長、体重、BMI、体脂肪率、脂肪量、除脂肪量、筋肉量、体水分量、推定骨量、基礎代謝量、内臓脂肪レベル、筋肉量左右・手・足等部位別の筋肉量・体脂肪率比較を必須項目とする。

イ) 血圧計を用いた健康状態の把握

測定内容は、収縮期血圧、拡張期血圧、脈拍とする。

ウ) アンケート調査の実施

甲が提供する内容に加え、参加者の成果をはかることができる質問項目を設定する。

エ) 上記ア) イ) の項目を必ず事前、事後で測定しウ) の内容を含め分析を行うこととする。

（2）生活習慣改善に向けた働きかけやアドバイスに関すること

ア) 参加者に対し上記（1）の結果をもとに、保健師、管理栄養士等の専門的知識を有する職種により、生活習慣の改善に向けた目標の設定を行う。

（3）運動習慣の構築に関すること

ア) 身体活動量計（歩数計）を参加者に貸出し、データの記録を行う。

イ) 町内4箇所に身体組成計と血圧計を設置し、参加者が気軽に測定できる環境の整備を行う。

ウ) 活動量のデータのアップロードに関しては、イ) の 4 箇所に加え、町内の複数個所でアップロードができるようにする。

エ) 参加者が歩数等の身体活動量を競い合えるような取組みを行う。

(4) 野菜（三芳やさい）摂取量の増加に関すること

参加者が野菜の摂取量が増えるように、講座やインターネットにて具体的な行動につながる内容を伝えるとともに、レシピ等も提供すること。

(5) 事業データの蓄積及び検証に関すること

ア) 参加者が測定した結果及び身体活動量の情報の蓄積を行う。

イ) 参加者の健康状態の把握を行うため 6 か月の期間をあけて検証を行う。

(6) 参加者の医療費分析に関すること

ア) 測定結果やアンケート結果等、事業に関わる情報についてエクセル等のデータに入力を行う。

イ) 甲が乙に提供する血液検査、体力測定、医療費（過去おおむね 5 年のデータ）等のデータを加えたうえで、約 1 2 0 名の医療費分析を行う。

5 実施方法

(1) 上記 4 (1)、(2) 及び (3) のア) に掲げる事業については、平成 2 7 年 8 月と平成 2 8 年 3 月に、甲が指定した日時、会場により乙がすべての業務を実施するものとする。

(2) 上記 4 (3) のイ) に掲げる事業について、甲が指定した日時、会場により、平成 2 7 年 8 月に健康的な生活に向け改善できるような働きかけやアドバイス、目標設定を行い、平成 2 8 年 3 月には、約 6 か月間の行動を振り返ることが出来るアドバイスを行う。なお同項 (1) と同日に実施することとし、乙がすべての業務を実施するものとする。

(3)

ア) 身体活動量計（歩数計）を参加者に配布し、使用説明を行う。

イ) 契約締結後は甲と協議の上速やかに身体組成計等を甲が定めた次の場所に設置する。

- ・三芳町総合体育館内 三芳町大字藤久保 1100 番地 1
- ・三芳町中央公民館内 三芳町大字北永井 348 番地 2
- ・三芳町藤久保公民館内 三芳町大字藤久保 185 番地 1
- ・三芳町竹間沢公民館内 三芳町大字竹間沢 555 番地 1

ウ) ア) イ) で測定したデータに関してはすべてインターネット上にデータがアップロードされるようにし、インターネットの環境を用いて、参加者がこの事業を継続

できるような工夫を行う。

- (4) 日常の食生活において、野菜の摂取量が増加することができる工夫、調理法、レシピ等の紹介等の講座を実施する。講座の内容に関しては、上記含む具体的な参加者の取り組みにつながるような内容を必ず加えること。なお野菜は「三芳やさい」が積極的に消費されるような工夫を求める。
- (5) 参加者が測定した結果及び身体活動量の情報の蓄積を行い、その結果を甲がいつでも閲覧することが出来るように行う。
- (6) 測定結果やアンケート結果等、事業に関わる情報についてエクセルデータに入力を行うとともに、二重チェックを行うこと。また甲が行う検査等の結果を加え、医療費適正化に向け分析を行う。

6 参加者の利用促進

住民への周知、利用促進のための事業については、基本的には甲が行うものとするが、必要に応じて乙もこれに協力するものとする。

7 貸与物品

甲は乙に対して物品等を貸与しない。

8 委託料の支払い

甲は、乙から請求を受けたときは、その内容を精査し、適正であると認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

9 特記事項

- (1) 乙は、業務を遂行するうえで、これに携わる職員を管理監督するとともに、個人情報保護に関する法令、条例その他規程を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない。履行期間外でも同様とする。
- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

10 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲・乙が協議して決定するものとする。